

声明

われわれは教育基本法「改正」に反対します

和歌山大学教育学部教職員有志

今国会において教育基本法「改正」案が審議され、採択されようとしています。この「改正」の動向は、わが国の教育のあり方の根本にかかわって、また大学における教育・研究のあり方にかかわって、大きな問題点を含んでいます。われわれは、教育学部で仕事をする者として、特に次の二つの観点から、今回の教育基本法「改正」に反対します。

第一には、教育学部教職員として教員を養成する仕事に携わり、また教育について考える仕事をしている立場からの反対です。

教育基本法は、憲法の思想につらなるものであり、権力に国民の諸権利が踏みにじられてきた歴史を反省し、国民の権利を擁護し、国家権力の役割を規定するものとして成立しました。教育基本法では、教育は国民一人ひとりの「人格の完成」をめざし、国民に直接責任を負うものとして行われるものであり、教育を受ける権利を保障するため、教育行政は教育の条件整備を目的として行われると規定されています。

ところがこの度の与党の教育基本法「改正」案においては、「教育の目標」という項が設けられ、国民はこうでなければならないという固定した人間像が示されて、それにあてはめて人間を形成していく手段として教育が位置づけられています。教育基本法の教育理念とは全く逆の教育観が示されています。

教育行政の役割を「条件の整備確立」と規定した現教育基本法の記述（第十条）が削除されていること、国会に報告するだけで国が教育政策を思う通りに進めることができる「教育振興基本計画」（第十七条）の規定を新設していることも考え合わせると、この「改正」案は、教育を国民のためのものと規定した教育基本法を反故にして、教育を国の行政の手段として位置づけなおすことを目指すもので、「改正」の名に値しない悪法の新規成立です。これを許せば、国家権力による教育の中身への統制が当たり前になり、他方で国民の教育権を保障するための条件整備が放棄され、ますます教育における格差を広げる政策が進められることになるでしょう。

また、今回の教育基本法「改正」の動きは、教育現場の要求を基に出てきた動きとは到底思えず、多くの教育現場の人々から「教育基本法を変えることによって教育現場が良くなるとは思えない」という思いが聞こえてくること、これまでの教育のあり方を反省するとしながらも、そこに果たしてきた行政の役割への反省的総括が全く語られていないことなども、今回の「改正」を認めることができない理由です。

以上が、われわれがこの度の教育基本法「改正」に反対する第一の理由です。

第二に、われわれは大学において教育・研究の仕事に携わる立場から、この度の教育基本法「改正」が、大学を良くする方向に作用するとは考えられないという理由で、反対をいたします。

教育基本法の下、大学における教育・研究も国民に責任を負うものとして行われ、その意味から、学問の自由が認められてきました。それに対して、今回の与党「改正」案においては、第二条に見

られるように、教育が、定められた「目標」達成のための国の政策の手段として位置づけられており、「学問の自由」もその限りにおいて認められるという矮小化されたものになっています。

与党「改正」案においては、新設された「大学」という条項に、「自主性」「自律性」の尊重が書き込まれており、一見すると、大学の自主性が認められるように思えますが、上記のように国の教育政策の都合で規制される「学問の自由」では、本来の大学の教育・研究の自治や自主性が保障されないのは明らかです。

また、「国立大学の法人化」をはじめとするこの間の政府の大学政策においては、基礎的な研究費が極度に削られるなど、大学における教育・研究の基礎的な条件整備が疎かにされ、競争的資金によって不安に駆り立てられての「活性化」が大学を席卷している状況を作り出しています。この現状を見ていますと、そこで言われる「自主性」が、競争環境の中に投げ出され、そこで競争する「自主性」を意味するとしか考えられません。そうなれば、大学における教育・研究の自由に対して、決定的なダメージが与えられ、国民のための教育・研究が阻害されることとなります。

このように考えると、大学に職場を持つものとして、今回の教育基本法の「改正」は容認できるものではありません。

また、その他の教育基本法「改正」案も提出されていますが、教育基本法はそもそもわが国の教育が追求すべき理念を指し示したものであり、その実現に向けて努力がなされるという位置づけのものであって、一つひとつの内容を修正・追加するような性質のものではありませんので、今国会における早急な「改正」の必然性は認めることができません。

以上の理由により、われわれ和歌山大学教育学部教職員有志は、今回の性急な教育基本法「改正」の動きに対して、強く反対の意を表明します。

2006年11月7日

賛同者名（五十音順）

石田智巳、市川純夫、今村隆男、今村律子、岩田勝哉、梅原清子、江利川春雄、大倉秀介、海津一郎、柏原卓、片渕美穂子、川本治雄、菅道子、越野章史、此松昌彦、小林民憲、後藤正人、佐藤史人、嶋田由美、副島昭一、高木栄一、高須英樹、中俊博、長友文子、原通範、兵頭俊樹、藤田利光、藤本清二郎、船越勝、細谷圭助、松浦善満、溝口和子、宮永健史、山崎由可里、山下晃一、山名仁、山本健慈、米田頼司、

その他氏名不掲載の賛同者6名